様式第１号（第４条、第５条関係）

　　　　　　宇佐市本人通知制度事前登録申込書（新規・更新）

　　年　　月　　日

裏面の内容に同意の上、宇佐市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定

に基づき、次のとおり登録を申請します。

通知を希望する人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 | 生　年　月　日 | 性別 |
| 　 　　年　　月　　日 | 男・女 |
| 住　所 |  | 世帯主 |  |
| 本籍 国籍 |  | 筆頭者 |  |
| 連絡先 | 自宅 　　　　　　　　　　　　　　携帯 |
| 対　象 | 　　　　　　□住民票　　　　　　□戸籍　　　　　　□附票 |

同じ世帯で登録される方は、下記にご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 生　年　月　日 | 性別 |
| 　 　　年　　月　　日 | 男・女 |
| 氏　名 | フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 生　年　月　日 | 性別 |
| 　 　　年　　月　　日 | 男・女 |
| 氏　名 | フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 生　年　月　日 | 性別 |
| 　 　　年　　月　　日 | 男・女 |
| 氏　名 | フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 生　年　月　日 | 性別 |
| 　 　　年　　月　　日 | 男・女 |

注１：裏面に概略を書いております。内容をよくお読みください。

注２：次の書類を提出し、又は提示してください。なお、郵送による申込みの場合は、委任状を除き該当

　　　する書類の写しを添付してください。委任状は原本を添付してください。（省略できる場合もあります。）

　 (1)申込者が本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等）

 (2)法定代理人による申込みの場合、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本・資格証明書等）

 (3)代理人による申込みの場合は、当該代理人の本人確認書類及び委任状

……………………………………　以下の欄は市役所が記入します。……………………………………

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登　録　日 | 　　　年　　月　　日 | 期間満了日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 対象住所 | 　 |
| 対象本籍 | 　 |
| 受　付 | 住　基 | 申請者の区分及び確認事項 | 備　　考 |
| №　　　　　 |  | □本人□法定代理人□その他の代理人 | □マイナンバーカード□旅券　　□運転免許証□戸籍謄本等　　□住民票□委任状　□その他（　　　　　　） | 登録済№　　　　 |
| 名　簿 | 戸　籍 |
|  |  |

本人通知制度について

１　本人通知制度は、この申込により登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の者）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

　「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。

◎住民票関係では、本人、本人と同一世帯の方をいいます。

◎戸籍関係では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系の尊属若しくは卑属をいいます。

２　第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「宇佐市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

３　通知書では、次の事項をお知らせします。

　　　◎交付年月日

　　　◎交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）

　　　◎交付請求者の種別（本人等の代理人や本人等以外の者）

　　　　※交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。なお、宇佐市個人情報保護条例の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても規定に基づき、氏名など公開できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

４　登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合は、

　代理人により登録の申請をすることができます。

５　郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

◎登録を希望する人が疾病その他やむを得ない理由により申請書を持参することができない場合

◎登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合

　**（注意）４又は５において疾病その他やむを得ない理由に該当する場合、申請書に具体的な理由を記入して下さい。**

６　登録を廃止しようとする場合、登録した内容（氏名・住所・本籍等）に変更が生じた場合は、届

出が必要です。

　　　※変更の届出がない場合は通知が出来ませんのでご了承下さい。

７　登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

８　登録に必要な場合、戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。